

外国証券取引口座約款新旧対照表

2022 年 4 月 1 日改定

新	旧
第 25 条（個人データの第三者提供に関する同意） <u>1. 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依じて必要な範囲に限り、）が提供されることがあることに同意するものとします。</u> （1）～（3）（現行通り） （4）外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下この号において同じです。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件または当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等にもとづく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所または裁判官の行う刑事手続に使用されないことおよび他の目的に利用されないことが明確な場合〔当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者または保管機関〕 <u>2. 申込者は、米国政府および日本政府からの要請により、当社が申込者について、外国口座税務コンプライアンス法（以下、「FATCA」といいます。）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があるとして判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、申込者の情報（氏名、住所、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。</u> <u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u>	第 25 条（個人データの第三者提供に関する同意） 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依じて必要な範囲に限り、）が提供されることがあることに同意するものとします。 （1）～（3）（省略） （4）外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含みます。以下この号において同じです。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件または当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等にもとづく調査を行う場合〔当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者または保管機関〕 <u>（新設）</u>

新	旧
<u>(1) 米国における納税義務のある自然人、法人またはその他の組織</u> <u>(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織</u> <u>(3) F A T C A の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条および 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</u>	
<u>附則（2022 年 4 月 1 日変更）</u> <u>この約款は、2022 年 4 月 1 日よりお客様とのお取引に適用します。</u>	<u>（新設）</u>

以上